

「第1回西宮市地域公共交通活性化協議会」会議録

日 時：平成 21 年 1 月 26 日（月）14 時 00 分～16 時 00 分

場 所：西宮市民会館 中会議室 1

議 題：1．開会

2．委員紹介

3．地域公共交通活性化協議会の設置について

4．協議会規約等の承認

5．役員選任

6．西宮市地域公共交通総合連携計画（案）について

7．西宮市地域公共交通再生総合事業計画（案）について

8．平成 21 年度事業・予算（案）について

9．閉会

委員出席者

役職名	氏名	所属名	代理出席者
会長	長岡 弘明	西宮市 都市局 都市計画部長	
副会長	岩崎 義一	大阪工業大学 都市デザイン工学科 教授	
座長	大和 治文	社会福祉法人慶徳会 常務理事	
監事	畑 英隆	山口地区自治会連絡協議会	
監事	清水 哲夫	西宮市 土木局 土木総括室長	
委員	庄治 清次	山口地区自治会連絡協議会	欠席
	中村 和夫	西宮コミュニティ協会	
	有田 京子	西宮コミュニティ協会	
	小西 一夫	兵庫県バス協会 専務理事	総務部長 山地 正隆
	藤原 久也	兵庫県タクシー協会	
	西山 哲	阪急バス株式会社 自動車事業部長	
	脇 保仁	阪神電気鉄道株式会社 自動車部 企画課長	
	福浦 秀哉	阪神バス株式会社 常務取締役	
	沖 信克	兵庫県交通運輸産業労働組合協議会 阪神地域協議会 議長	阪神電気鉄道労働組合 執行委員 足立 智一
	宇佐美 光博	国土交通省 兵庫国道事務所 調査課長	調査課 調査係長 中村 幸一郎
	古瀬 隆一	兵庫県 阪神南県民局 県土整備部 西宮土木事務所 道路保全課長	
	宮本 勝美	兵庫県 西宮警察署 交通第1課長	
	吉村 靖弘	国土交通省 神戸運輸監理部 兵庫陸運部 首席運輸企画専門官	運輸企画専門官 吉本 道明
	増田 貴志	兵庫県 阪神南県民局 県土整備部 西宮土木事務所 企画調整担当 主幹	
伊藤 博章	西宮市 教育委員会 学校教育部長		
前田 哲司	西宮市 健康福祉局 福祉総括室長		

事務局

西宮市 都市局 都市計画部 都市計画グループ

傍聴者

なし

議事内容

1. 開会

西宮市都市局長より開会の挨拶。

2. 委員紹介

委員の紹介。

3. 地域公共交通活性化協議会の設置について

資料1の「西宮市地域公共交通活性化協議会の概要」、「さくらやまなみバス NEWS 02」について、事務局より説明。

質疑応答

委員

資料1の道路管理者が「宮土木」となっていますが、「西宮土木」に資料の訂正をお願いします。

4. 協議会規約等の承認

資料2の「西宮市地域公共交通活性化協議会規約(案)」、資料3の「西宮市地域公共交通活性化協議会財務規程(案)」、資料4の「西宮市地域公共交通活性化協議会事務局規程(案)」、資料5の「西宮市地域公共交通活性化協議会会議運営規程(案)」について、事務局より説明。

質疑応答

委員

資料2の第8条5項で、「協議会は、必要があると認めるときは、会員以外から」とありますが、「会員」とは誰のことを指していますか。「委員」かなと思うのですが。

事務局

「委員」のことです。訂正させていただきます。

委員

同じ第8条の2項で、「会議」という言葉が2回でてきます。読みづらいので、どちらか削除してはどうでしょうか。なにか下書きがあって、このようになったのでしょうか。

事務局)

国が定める標準規約というものはありますが、文章として読みづらいということでしょうか。

委員

どちらか削除したほうが、意味も通りやすいと思うのですが。

事務局

あとにある「会議」を削除させていただきます。

委員

資料3の施行年月日が抜けています。今日議決されれば、今日からとなるのではないのでしょうか。

あと、委員会の実施内容として、連携計画の策定と策定変更、会議の予定は年間2回となっておりますが、連携計画を素案としてたたいていくのであれば、2回では到底できません。市議会や市の法人、さくらやまなみバスを実施運営されている団体などで積み重ねて、一回整理されたものがこの委員会に出てくると考えてよいのでしょうか。

事務局

この会議のあと、パブリックコメントの実施を考えております。そこで意見や変更がなければ、今年度は委員会をこの1回のみとして、連携計画の一定作業はまとめたものとして、最終的な表現や意見を受けたいと思っております。このあと、なにも問題がなければ早急に国土交通省の所管に申請をして、承認の運びに入っていきたいと考えております。4月には新年度の連携計画に基づく1年目の事業計画として、具体的に補助申請に入っていきたいと思っております。今日から内容を討議するイメージではございません。

委員

資料1の「国土交通省の補助の採択を受けるためから」という言葉が正しいということですね。

事務局

そうです。他に質問がなければ、協議会規約、財務規程、事務局規程、運営規程の4つを一括して承認していただきたく、挙手をお願いします。

全会一致で承認。

5. 役員選任

協議会規約に基づき、協議会会長に都市計画部長長岡氏が務めることとなり、長岡氏より副会長、座長（議長）、監事2名が指名された。また、座長（議長）が指名することとされる会議録の署名委員が指名された。

副会長 岩崎委員

座長 大和委員

監事 畑委員

清水委員

会議録署名委員 前田委員

6. 西宮市地域公共交通総合連携計画（案）について

資料6の「西宮市地域公共交通総合連携計画（案）」について、事務局より説明。

座長

ただいまの提案であります「西宮市地域公共交通総合連携計画（案）」について、ご承認いただくということによろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

全会一致で承認。

7. 西宮市地域公共交通活性化・再生総合事業計画について

資料7の「西宮市地域公共交通活性化・再生総合事業計画（案）」について、事務局より説明。

質疑応答

委員

1点目は、事業計画として21年度から事業が始まりますが、事業計画と1年過ぎた結果、収入と運行経費で計画通りにならなかった場合、国の補助は市の計画に基づいた金額が決済されるということなのでしょうか。

2点目は、プロポーザルで阪急バスが参加して決定しましたが、計画のコストで、バスの台数や運転手は確実にいる費用です。運賃収入は、どのくらい乗ってもらえるか検討したものがベースになっていると思いますが、実際に4月から開始されないとわかりません。運賃収入が非常に不確定なので、国の補助をもう少し多くもらう数字の組み立てはできないのでしょうか。

事務局

補助見込額ですが、大前提として補助率2分の1と聞いておりますが、全国で公募が集まってきたてきておまして、数が多くなっております。予算の範囲内ですので、2分の1全てはこないと思います。実際には30%～40%くらいになるかもしれません。ただ、運賃収入の最終的な変更があった場合、補助の対象になる経費自体が最終年度末に変わってきますので、現時点ではまだ変更申請があるかとも思っております。運輸局と細かい部分を詰めておりませんので、この場で運輸局のほうから説明をいただければと思います。

委員

まず連携計画をたて、それにそって運輸局のほうで認定を受けてもらいます。その次に補助金の交付申請をしてもらいますが、申請してもらうには根拠を示してもらうことになります。それが妥当なものであれば、交付決定となります。交付決定になりますと、それ以上の金額がおりることはありません。ただ、実績を見て最終的な交付金が決定されます。

毎年のことですが、計画事業に関して評価委員会を作っております。こちらで、自己評価を

まとめまして、評価委員会で二次評価します。二次評価とは、事業計画が妥当なものであったか、改善の余地がないか等々を評価し、アドバイスを協議会宛てにお送りします。再度変更が必要であれば、認定の変更を申請していただけますし、3年間にわたりまして年度ごとに微修正しながらやっていく、ということになっております。

最初に多く金額を提示しておいて、という意見がありました。が、国の補助金ですし、会計検査員が入ってくることも考えられますので、最終的にいくらか返してもらおうことになるかもしれませんが、本当に必要な金額を提示してもらいたいです。

座長

ほかに質問がないようですので、「西宮市地域公共交通活性化・再生総合事業計画(案)」について、ご承認いただくということによろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

全会一致で承認。

8. 平成21年度事業・予算(案)について

資料8の「平成21年度事業・予算(案)」について、事務局より説明。

質疑応答

座長

ここにあがっている予算は、赤字補填を除いた金額ということですね。今のシミュレーション上の総事業費から協議会に交付されるお金は、赤字補填以外の市の補助金ということで、あとは未確定の国費ということですね。

事業費も国費もフタをあけてみないとわからない部分ですが、協議会で諮るとなっています。資料3に予算の補正として「会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調整し、速やかに協議会に諮る」とありますが、そうすると原則2回というのが難しくなります。そのあたりを事務局から、考えも含めてお聞きしたいのですが。

事務局

見込みで補助申請をして、3月31日を経過して4月の中旬頃に入った状態で収入が確定し、それに伴って国や市の補助金が確定に向かうようですが、その時期での協議会の開催は無理な状況ですし、前年度の事業の報告と監事の監査結果を踏まえて、決算の状況報告を4月～5月に必ず開くこととなります。補助金の変更等ございましたら、全委員に報告・連絡いたします。

座長

協議会は原則2回開くことになっておりますが、状況によっては調整するということがよろしいですね。

会長

先程座長のほうから、資料8-1の補助金の内容で、赤字補填以外とおっしゃいましたが、資

料 8-1 の歳入で 8,615 千円というのは、資料 7 の 4 ページにある国費の合計を計上しております。

座長

ただいまの「平成 21 年度事業・予算（案）」について、ご承認いただくということによろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

全会一致で承認。

座長

国土交通省に提出する地域公共交通総合連携計画と、地域公共交通活性化・再生総合事業計画については、提出後に同省からのチェックを受け、修正を受ける場合がある、修正について計画に大筋の変更がない場合には、会長に一任いただくということで承認いただけるでしょうか。

全委員

異議なし。

全会一致で承認

座長

今後の日程について事務局説明願います。

事務局

総合連携計画について、国土交通省でパブリックコメントをするように規定されていますので、明日 1 月 27 日から 2 月 9 日までの 2 週間行い、その結果連携計画の内容に変更が生じた場合には、現在想定しておりませんが本年度第 2 回の協議会を、2 月 24 日火曜日午後 2 時から開催させていただきたい、パブリックコメントが終了しだい、すみやかに第 2 回協議会を開催するかどうか連絡させていただきます。

座長

本日はこれで閉会させていただきます。みなさまお疲れ様でした。

9. 閉会

以上